

トレイルランニング障がい者競技用ルール

目的

平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

私達トレイルランニング界ではスポーツ基本法に基づき、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてトレイルランニングに参画することができる環境を整備することを基本的な考えとして、障がい者トレイルランニングの推進を図っています。健常者と障がい者が一体となったトレイルランニングを実施するために必要な各種マニュアルの作成、用具等の開発等の実践研究と、障がい者のトレイルランニング環境の実態把握の調査研究を通じて、健常者と障がい者が一緒に楽しめるトレイルランニング活動を推進します。又、トレイルランニングに参加する上で、単独での参加が困難な障がい者が参加できるようにする様に基盤の整備も進めます。

対象者

身体障害、精神障害、知的障害で障害者手帳を有し、単独での参加が困難であるが、援助者と伴走することにより完走をする力がある者。

過去に単独での参加経験があるものは除く

障がい者用ルール

基本的に大会のルールに準ずるが、大会の許可を得て伴走者 3 名以下をつけることができる。

シングルトラックにおいて隊列は 1 列となるように心がけ、他選手の走行の妨げにならないように努める。

歩行が困難であっても、コース自体に加工などは行わない。伴走者に搬送してもらい参加することは可。

伴走者は対象者への身体への接触や対象者の荷物をもつことができる。

崖など危険があるようなところでは、対象者の身体を支えての移動など安全を優先することができる。

ジェル、サプリ、薬などを必要に応じて対象者に与えることができる。

対象者が続行可能と主張しても、伴走者の判断でレースを中止することができる。

伴走者 1 人以上が対象者から 10m 以内にいないなければならない。

視覚障害においては、第一関門以前でも白杖を使うことができる。

伴走者の保護

人身事故などいかなる場合でも伴走者に対し保障を求めることはできない。障がい者も自己責任は発生している。